

令和3年6月14日（月）
午後1時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第19号 職員の分限処分について

報告第20号 市長からの意見聴取について

署名人

高須教育長

藤田委員

6月教育委員会一般事務報告

(6月1日～6月14日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	2	水	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
	3	木	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	答申の受領	本庁2階 特別会議室1
	8	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	14	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会6月定例会		議会棟5階 第2委員会室

6月・7月教育委員会行事計画書

(6月15日～7月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	18	金	6月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	22	火	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	28	月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	市議会議場
	30	水	6月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場
7	1	木	6月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
	2	金	6月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場
			令和3年度管理職選考	校長・教頭・指導主事 論述選考	総合教育研修センター
	5	月	6月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	7	水	校長役員会	7月校長会案件について	総合教育研修センター
			令和3年度管理職選考	教頭・指導主事 面接選考	総合教育研修センター
	8	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			令和3年度管理職選考	校長 面接選考	総合教育研修センター
	9	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	13	火	北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
			北河内地区人事協議会	会議	総合教育研修センター
	14	水	大阪府都市教育長協議会	大阪府小・中学校長会役員との懇談会	ホテルアウィーナ大阪
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	26	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会7月定例会		議会棟5階 第2委員会室
30	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアウィーナ大阪	

報告第19号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年6月14日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和3年8月31日まで休職を命ずる

令和3年6月1日

寝屋川市教育委員会

報告第20号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年6月14日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和2年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告(教育委員会関係分)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8	2	市立小学校衛生用品等購入経費	30,000,000	30,000,000	15,000,000	15,000,000	—	—	—	—
	3	市立中学校衛生用品等購入経費	14,800,000	14,800,000	7,400,000	7,400,000	—	—	—	—
	5	工ボアール旧館解体撤去及び新館周辺工事損失補償	7,200,000	7,200,000	—	—	—	—	—	7,200,000
合計			52,000,000	52,000,000	22,400,000	22,400,000	0	0	0	7,200,000

令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）

1 歳入

21款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 教育債	1,398,900	14,300	1,413,200
計	7,422,000	1,289,600	8,711,600

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
社会教育施設整備事業債	14,300	社会教育施設整備事業債 14,300

2 歳 出
8 款 教育費

5 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 社会教育総務費	327,510	3,215	330,725	-	-	3,116	99
3 図書館費	1,030,344	38,284	1,068,628	-	14,300	-	23,984
6 エスポール費	60,961	599	61,560	-	-	599	-
7 学び館費	29,300	111	29,411	-	-	111	-
計	2,228,332	42,209	2,270,541	-	14,300	3,826	24,083

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		
	千円		千円
11 役務費	99	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
手数料	99	1 文化振興のための環境整備に要する経費	3,215
21 補償、補填及び賠償金	3,116	(1) 新500円硬貨対応(手)	99
賠償金	3,116	地域交流センター(アルカスホール) 自転車駐車場精算機	
補償金	3,116	(2) 指定管理者減収補償	3,116
		地域交流センター(アルカスホール)	
10 需用費	2,520	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
一般消耗品費	2,520	1 図書館機能の充実に要する経費	38,284
12 委託料	19,707	(1) (仮称) 新中央図書館等機能整備事業の追加補正(工)	2,577
委託料	19,707	(2) (仮称) こども専用図書館整備事業工事設計業務委託料	16,544
14 工事請負費	2,577	(3) 中央図書館西分室学習室受付業務委託料	1,086
工事請負費	2,577	(4) 学校図書館図書配送事業	18,077
		消 2,520 委 2,077 備 13,480	
17 備品購入費	13,480		
館用器具費	13,480		
21 補償、補填及び賠償金	599	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
賠償金	599	1 学習活動のための環境づくりに要する経費	599
補償金	599	指定管理者減収補償	
		エスポール	
21 補償、補填及び賠償金	111	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
賠償金	111	1 学習活動のための環境づくりに要する経費	111
補償金	111	指定管理者減収補償	
		学び館	

6項 社会体育費

2 社会体育施設費	26,067	883	26,950	-	-	883	-
3 市民体育館費	43,323	4,584	47,907	-	-	3,154	1,430
計	143,438	5,467	148,905	-	-	4,037	1,430

21 補償、補填及び賠償金	883	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
賠償金	883	1 施設の整備・充実に要する経費 指定管理者減収補償 野外活動センター	883
17 備品購入費	1,430	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
館用器具費	1,430	1 施設の整備・充実に要する経費	4,584
21 補償、補填及び賠償金	3,154	(1) 新500円硬貨対応(備) 市民体育館自動券売機	1,430
賠償金	3,154	(2) 指定管理者減収補償 市民体育館	3,154

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 教育費	5 社会教育費	(仮称)新中央図書館等 機能整備工事	千円		千円	千円		千円
			495,000	令和2年度	0	497,577	令和2年度	0
				令和3年度	495,000		令和3年度	497,577

議案第 44 号

寝屋川市立図書館条例の制定

寝屋川市立図書館条例を次のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立中央図書館	大阪府寝屋川市早子町23番1-401号

(分館、分室等)

第3条 図書館に分館を設置し、その名称及び位置は、別に条例で定めるもののほか、次のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立東図書館	大阪府寝屋川市秦町41番1号

2 図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立中央図書館西北分室	大阪府寝屋川市松屋町20番30号
寝屋川市立中央図書館南分室	大阪府寝屋川市下木田町16番50号
寝屋川市立中央図書館東北分室	大阪府寝屋川市成田町3番3号
寝屋川市立中央図書館西南分室	大阪府寝屋川市上神田一丁目30番1号
寝屋川市立中央図書館西分室	大阪府寝屋川市池田新町3番23号

3 教育委員会は、必要に応じ、移動図書館を設置することができる。

(自転車駐車場)

第4条 図書館の附属施設として、自転車駐車場を設置する。

2 前項の自転車駐車場(以下「自転車駐車場」という。)を利用する者は、教育委員会の定める方法により、使用料を納付しなければならない。

3 使用料の額は、一の自転車駐車装置(自転車を駐車させるため必要な車輪止

め装置をいう。)の利用につき、当該利用以後1時間(寝屋川市立中央図書館に来館する者にとっては、当該利用以後2時間とする。以下同じ。)以内は無料とし、当該利用以後1時間を超える時間について6時間までごとに200円として算出した額とする。

(入館の拒否等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館への入館を拒み若しくは図書館からの退館を命じ、又は自転車駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 図書館又は自転車駐車場の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(損害賠償)

第6条 図書館資料(図書館法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。)を亡失し若しくは損傷し、又は図書館若しくは自転車駐車場の施設若しくは設備(物品を含む。)を損傷した者は、教育委員会の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(寝屋川市立図書館条例の廃止)

- 2 寝屋川市立図書館条例(昭和44年寝屋川市条例第32号)は、廃止する。